

TASA 決済代行サービス利用規約

第1条（目的）

TASA 決済代行サービスの利用を希望する者（以下「甲」という）と株式会社アップルワールド（以下「乙」という）は、甲と日本国内および国外で提携する会社、組織（以下「カード会社」という）との間で別途締結されたクレジットカードの取り扱いに関する契約（以下「加盟店契約」という）に基づき、甲が自ら遂行すべき業務を乙が代行することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第2条（用語の定義）

本契約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとする。

1. 「会員」とは、(1) 乙およびカード会社、または (2) カード会社が各々定める会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当該入会を承認された個人・法人をいう。
2. 「カード発行会社」とは、会員に対して入会を承認した前項 (1) または (2) の会社、組織をいう。
3. 「カード」とは、カード発行会社が会員に貸与する、カード発行会社のサービスマークの表示されている乙およびカード会社、またはカード会社所定規格のクレジットカードをいう。カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき、他の者に利用させることはできないものとする。
4. 乙所定のカード会社が発行する乙およびカード会社、またはカード会社所定規格以外のクレジットカードにつき、乙が甲に対してその取扱いについて承認した場合には、前項に定める「カード」に含まれるものとする。
5. 「信用販売」とは、会員および甲が乙およびカード会社所定の手続きを行うことにより、甲が商品、権利の代金または役務の対価などを会員から直接受領することなく、会員に商品、権利の引き渡しまたは役務の提供などを行う販売方法をいう。
6. 「加盟店規約」とは、加盟店契約の内容をなす規約であってカード会社が定めるものをいう。
7. 「加盟店」とは、カード会社との間で加盟店契約を締結している個人または法人その他の団体をいう。
8. 「TASA 決済システム」とは、第3条第1項第1号から第5号の業務およびこれらに付随する業務を処理するコンピューターオンラインシステムをいう。

第3条（甲から乙への業務委託）

1. 甲は、乙に対し、以下の各号の業務（以下「委託業務」という）の処理を委託し、乙は、甲が本契約を遵守することを条件としてこれを受託し、甲を代行して委託業務を処理する。
 - (1) 会員からの信用販売により商品を購入したい旨の申込をインターネットを通じて受け付ける業務およびこれに対する諾否をインターネットを通じて通知する業務
 - (2) 情報保全措置に関する業務
 - (3) 第1号の申込をした会員が提示したカードの利用可能性について、カード会社に照会

する業務

- (4) 信用販売にかかる代金債権のカード会社への譲渡または立替払請求に関する業務
 - (5) 会員からの購入申込撤回またはカード会社への債権譲渡の解除に関する業務
 - (6) カード会社から甲に対してなされる通知、文書の送付等を受領する業務
 - (7) 会員またはカード会社からの信用販売、商品等に関する問い合わせ、苦情、請求、購入申込の取消等の受付業務
 - (8) 上記各号の業務に付随する一切の業務
2. 乙は、甲のカード会社に対する義務の内容に従い、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を処理するものとする。
 3. 乙は、カード会社との間で、加盟店を代行して委託業務を処理することに関し、一定の要件および手続きに従ってカード会社の承認を得た場合には、カード会社は加盟店が自らこれを処理した場合と同様の対応をする旨の基本契約を締結するものとする。

第4条（地位の譲渡等）

甲および乙は、本契約に基づく権利義務および契約上の地位を相手方の事前の承諾なしに第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

第5条（委託業務処理料金）

1. 甲は、乙に対し、別途定めた委託業務処理料金を支払う。
2. 乙は、甲が委託業務処理料金の全部または一部の支払を遅延したときは、甲に対し、法律に定められた利率による遅延損害金を請求することができるものとする。

第6条（加盟店契約等の遵守）

1. 甲は、カード会社との間で別途締結した加盟店契約を遵守するものとする。
2. 乙は、本契約の円滑な履行を確保するための細則を定め、文書により甲に通知できるものとし、甲は、乙から通知された細則を遵守するものとする。

第7条（カード会社による個別承認）

1. 乙は、甲が加盟店契約を締結しているカード会社（乙が第3条第3項に定める承認を得ているカード会社に限る。以下、本条において同じ。）に対し、以下の各号の文書を提出することにより、第3条第3項の基本契約に準拠して、甲を代行して委託業務を処理することについての承認を申請するものとし、甲は、これらの文書の作成、提出に協力するものとする。
 - (1) カード会社の指定する様式による申請書（加盟店名、加盟店番号、取扱商品またはサービス内容および乙への委託業務の内容を記載事項に含む）
 - (2) 前号のほか、承認手続きのためにカード会社が要求する資料
2. 乙は、前項の承認申請の結果を直ちに甲に通知するものとする。
3. 第1項によりカード会社に提出した内容に変更を生じた場合、乙は、カード会社に対し、直ちにこれを通知する。
4. 甲は、前項の通知を受けたカード会社が当該変更内容を不相当と認め、第1項の承認を撤回

する場合がありますことを確認する。

第8条（甲のサイト）

1. 甲は、第2条第5項に定める信用販売を行うため、自己の費用をもって、自己の管理下にあるコンピューターを用いて、会員に対する信用販売の対象となる商品の宣伝広告および信用販売に必要な情報の送受信のためのインターネット上のサイト（以下、「甲のサイト」という）を構築するものとする。
2. 甲は、前項の構築にあたり、乙の指定するインターフェース条件、プロトコルその他の通信条件に従い、甲のサイトを TASA 決済システムにインターネットを通じて接続できるようにするものとする。

第9条（取扱商品の宣伝広告等）

1. 甲は、甲のサイトに、以下の各号の事項を表示して、商品の宣伝広告を行うものとする。但し、会員が TASA 決済システムに接続する前に表示されることを要する。
 - (1) 甲のサイトにおいて宣伝広告されている商品を購入するための手順
 - (2) 会員に対する商品の売主または供給者が甲であること並びに甲の住所および代表者氏名（または通信販売に関する業務の責任者氏名）
 - (3) 会員からの購入申込の有効期間並びに購入申込の取消の方法および時期
 - (4) 甲と会員との間の契約の成立時期
 - (5) 甲が会員に対する販売を拒絶する場合があること、拒絶の事由および拒絶する旨の通知方法
 - (6) 商品の内容、仕様、機能その他商品の品質、性状に関する情報
 - (7) 商品の価格およびその価格に消費税分を含むか否か
 - (8) 商品の送料の額および表示された商品価格に送料が含まれるか否か
 - (9) サイトへ接続するための電話料金および接続業者への利用料金が表示された商品価格に含まれないことおよびこれらが甲のサイトに接続した者の自己負担となること
 - (10) 商品の設置費用、梱包費用等の付随費用を会員が負担する場合は、その金額および内訳
 - (11) 代金減額が認められるか否かおよび認められる場合の減額事由、減額金額、手続など
 - (12) カードの利用によって商品代金の支払がなされることおよびその仕組みの概略
 - (13) カード代金の請求が甲または乙名義によりなされることおよびカード代金の支払期限、支払回数、支払が複数回にわたる場合の利息または手数料率に関する事項
 - (14) 商品の引渡または提供の方法、引渡または提供の時期および甲から会員へ直接に商品の引渡または提供を行うこと
 - (15) 第19条第1項の問い合わせ、苦情、請求等の受付先の住所・郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、代表者氏名、クレーム対応担当者氏名
 - (16) 前号の問い合わせ、苦情、請求等の内容に関する責任を負担するのは甲であること
 - (17) 返品および交換の可否並びにその手続
 - (18) 会員からの購入申込がなされた場合には、甲から会員への販売に関して日本国の法律

を適用し、かつこれに関して裁判手続を利用する場合には日本国の裁判手続を利用することを承諾したとみなされること

- (19) インターネットを通じて送信する情報を暗号化してもその情報を完全には秘密にできない場合があることおよび完全には秘密にできない場合にも、それについて甲、カード会社および情報通信を行う業者が会員に対して責任を負わないこと
 - (20) 関係法令により表示が義務づけられる事項
 - (21) その他乙が細則として定めて文書により甲に通知した事項
2. 甲は、甲のサイトに、以下の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
- (1) 虚偽の内容または誇大な説明
 - (2) 他人の名誉、信用、営業秘密またはプライバシーを害する恐れのある表示
 - (3) 他人の特許権、著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を害する恐れのある表示
 - (4) 猥褻物陳列罪その他の刑罰を受ける恐れのある表示
 - (5) 日本国の法令または公序良俗に反する内容の表示
 - (6) その他乙が細則として定めて文書により甲に通知した事項
3. 甲は、以下の各号のいずれかに該当するものを、会員に対する信用販売の対象としてはならない。
- (1) 甲のサイトに表示した商品に関する情報と相違するもの
 - (2) 発火、爆発等の恐れのある危険物、薬物、銃器刀剣類その他譲渡、所持または利用が法的に禁止されているもの
 - (3) 他人の名誉、信用、営業秘密またはプライバシーを害する恐れのあるもの
 - (4) 他人の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を害する恐れのあるもの
 - (5) 商品券、プリペイドカード、印紙、切手および回数券
 - (6) 手形、小切手、株券等の有価証券
 - (7) 日本国および甲の行う信用販売に対して適用される国の法令または公序良俗に反するもの
 - (8) 加盟店契約に違反するものまたはカード会社が不適当と判断したもの
 - (9) その他乙が細則として定めて文書により甲に通知したもの
4. 甲は、甲のサイトに表示する商品の種類をあらかじめ乙所定の方法により乙に届け出るものとし、サイトに表示する商品に異動があった場合も同様とする。甲は、乙に届け出た商品以外のものを本契約の定める方式および手続により販売してはならない。

第10条（乙のサイト）

- 1. 乙は、自己の費用により、甲と会員との間の信用販売について TASA 決済システムを用いて第3条第1項第1号から第5号の業務およびこれらに付随する業務を処理するためのインターネット上のサイト（以下、「乙のサイト」という）を構築し、会員がインターネットを利用して甲のサイトを通じて乙のサイトに接続し、乙のサイトにおいて信用販売の代金決済に必要な情報の提供等を行えるようにするものとする。
- 2. 甲は、乙に対し、甲のサイトを乙のサイトに接続するために必要な協力をするものとする。

第11条（信用販売）

1. 甲は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、本契約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、甲のサイトにおいて会員に対し信用販売を行うものとする。
2. 甲が取扱うことができる支払区分は1回払いのほかに、乙およびカード会社が承認した場合には、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払い、その他乙およびカード会社が特に認めた方法とする。
3. 甲は、前項の規定にかかわらず、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分が取り扱えない場合があることをあらかじめ了承する。

第12条（信用販売の方法）

1. 甲は、会員から信用販売により商品を購入したい旨の申し出があった場合、申込者が会員本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、TASA決済システムに接続し、乙は、甲を代理して、会員氏名、カード番号、カードの有効期限その他信用販売の代金決済に必要な事項をTASA決済システムで受け付けるものとする。
2. 乙は、会員からの購入申込を受け付けた後、直ちに、甲を代理してカード会社に対し、TASA決済システムを用いて当該信用販売についての事前承認を求めるものとし、当該会員に対する当該申込の諾否について、インターネットを通じて当該会員および甲に通知するものとする。
3. 甲は、前項の事前承認が得られなかった場合は、当該申込を承諾することにより信用販売を行ってはならないものとし、これに違反した信用販売については、当該信用販売の代金全額の回収につき甲が一切の責任を負い、乙およびカード会社に対し、いかなる請求も行ってはならない。
4. 甲は、第2項の乙からの通知によってカード会社の事前承認が得られたことを確認した後、自己の費用と危険負担により、原則として直ちに商品、権利、役務などを会員に引き渡し、または提供するものとする。信用販売を行った当日に引き渡しまたは提供することができない場合は、会員に引き渡し時期などを通知するものとする。
5. 甲は、商品等の配送または提供時に、商品等の名称、数量、金額、送料、税額、代金支払方法、その他必要ある場合には割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項を記載した書面（特定商取引法および割賦販売法で認められた電磁的方法を用いる場合を含む）を会員に交付するものとする。
6. 甲は、信用販売による商品、権利または役務に関する引き渡し、提供などを複数回または継続的に行う場合、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ乙に申し出、承認を得るものとする。

第13条（差別的取扱いの禁止・協力義務）

1. 甲は、有効なカードの情報を送信した会員に対し、信用販売の取扱いを拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するカードの利用を要求したり、会員に現金客と異なる代金を請求したり、信用販売の金額に本契約に定める以外の制限を設けるなど、会員に不利となる差別的取

扱いを行うことはできないものとする。

2. 甲は、乙およびカード会社から依頼があった場合、会員のカード使用状況などの調査に協力するものとする。

第14条（信用販売の代金額について）

乙は、会員1人あたり1回につき行うことができる信用販売の代金の合計額（同一日、同一売場における信用販売額の総額とし、税金、送料などを含む）につきカード会社が最低金額を定めた場合には、その最低金額を下回る信用販売については、第3条第1項第1号から第5号の業務を行わないものとする。

第15条（カード利用の調査）

1. 乙は、第12条の購入申込受付により得られた情報および同条第2項による事前承認の請求に対するカード会社からの回答に基づき、甲に対し、当該購入申込者がカードを不正利用している可能性についての情報を提供するものとする。
2. 前項で乙が甲に提供する情報は、乙の有するノウハウに基づき、当該購入申込者によるカード不正利用の可能性その他の判断材料を提示するものに過ぎず、その情報に基づき当該購入申込者のカードの利用を最終的に受けるか否かの判断は、甲が行うものとし、甲が行った判断の結果について、乙は一切の責任を負わないものとする。
3. 甲が会員以外の者を会員と誤認して行った信用販売に関する一切の紛争については、甲乙が相互に協力してその解決を図るものとする。但し、これに要した費用は甲の負担とする。

第16条（売上債権の譲渡）

1. 乙は、第3条に基づき、甲が会員に対して行った信用販売の代金債権につき、甲を代行して甲名義によりカード会社に対して債権譲渡または立替払請求を行う。
2. 前項の債権譲渡または立替払請求は、乙が甲を代行して、甲が会員に商品を発送または甲の取扱商品がサービスの場合はサービスを提供した日を売上日として、乙所定の売上票もしくは売上票に代わるものとして乙が認めた売上を証するデータを記録した電子記録媒体等（以下「売上票等」という）を作成し、TASA 決済システムを用いてカード会社にデータ伝送する方法により行う。
3. 甲からカード会社への債権譲渡または立替払請求は、前項の売上票等に関するデータがカード会社のコンピューターによって事故なく読み込まれたときをもって、その効力が発生するものとする。
4. 乙は、第3条に基づき甲を代行して、会員から信用販売の申し込みを受け付けたことを証するデータを申込日より7年間保管し、カード会社が必要とする場合には、カード会社が指定する様式で速やかに応じるものとする。

第17条（売上債権の支払い）

1. 甲は、加盟店契約に従い、カード会社から売上債権の譲渡代金または立替払金の支払いを受けるものとする。

2. 乙は、本契約に従いカード会社に対し、甲を代行して債権譲渡または立替払請求を行った後は、カード会社から甲への売上債権の譲渡代金または立替払金の支払いについて何らの責任も有しない。

第18条（カード会社への手数料等の支払い）

甲は、カード会社に対し、加盟店契約に従い、売上債権の譲渡に際しての割引料または売上債権の立替払いの手数料を、カード会社の指定する締め日および支払期限により支払う。

第19条（購入申込の取消し）

1. 甲は、甲と会員との間の信用販売を行うにあたり、返品を受け付ける場合には、会員に対し、返品条件（返品できる期間、請求の手続き、返品に要する費用、その他の条件等）を告知するものとし、返品を受け付けない場合はその旨を表示するものとする。
2. 前項に基づき、甲から引き渡しを受けた商品を返品する旨の請求が会員からなされた場合、甲および乙は、当該商品についての購入申込が取り消され、これにより甲と会員との間の当該信用販売が当初に遡って効力を失ったものとして扱うものとする。
3. 甲と会員との間の本契約に基づく信用販売が、本条に定める購入申込の取消しまたは甲と会員との間の合意により解消された場合、乙は、その解消原因の如何を問わず、甲を代行してカード会社に対し、第16条第2項の定めるところに準じて、取消債権の明細を記載した集計表をデータ伝送するものとする。

第20条（商品の不具合等）

1. 甲および乙は、TASA 決済システムを用いてなされた甲と会員との信用販売およびその対象商品に関して受け付けた商品の相違、不具合、数量相違、引渡遅延、交換、これらに起因する代金減額、代金返還または損害賠償等の問い合わせ、苦情、請求等が相手方の責めに帰すべき事由に基づく場合、相手方に対し、その内容を速やかに通知するものとする。
2. 甲および乙は、前項の問い合わせ、苦情等が自己の責めに帰すべき事由に基づく場合、自己の責任と費用により対応するものとし、相手方またはカード会社が対応を行った場合には、直ちに、当該対応をするために直接または間接に要した合理的費用を補償するものとする。
3. 甲および乙は、第1項の問い合わせ、苦情等が双方の責めに帰すべき事由に基づく場合には、協議することにより解決するよう努めるものとする。

第21条（債権譲渡契約の解除）

1. 甲は、乙に対し、乙が甲を代行してカード会社にデータ伝送した売上票等に以下の各号の事由のいずれか一つが認められる場合には、カード会社が当該売上票等に係る売上債権の譲渡契約を解除または立替払を拒絶し、乙に対して当該売上票等を返却することを承認する。
 - (1) 本契約または加盟店契約に違反して支払請求されているものがあった場合
 - (2) 売上票等の内容に誤りがあることが判明した場合
 - (3) 会員より自己の利用によるものではない旨の申出があった場合
 - (4) 甲または乙の責に帰すべき事由により、対象会員がカード会社または提携カード会社

にカード利用料金を支払わない場合

- (5) カード会社が指定する売上票送付期限の日において、売上の発生からカード会社が別途指定した日数以上が既に経過した売上債権であった場合
 - (6) 甲に第31条第1項（同条第1項第6号を含まない。）の事由が発生した場合
2. 前項によりカード会社が債権譲渡契約を解除または立替払を拒絶した売上債権について、以下の事由が発生し、カード会社が当該売上債権につきあらためて譲り受けまたは立替払を承認した場合には、乙は、甲を代行してカード会社に対し、カード会社が承認した金額の範囲で再度債権譲渡または立替払請求の手続きを行うものとする。
- (1) 前項第2号の場合において、乙が甲の同意を得て売上票等の内容を訂正したとき
 - (2) 前項第3号の場合において、当該会員の利用によることが当該会員との間で確定したとき
 - (3) 前項第4号の場合において、会員との紛議が解決したとき
3. カード会社が甲との間の債権譲渡契約を解除または立替払を拒絶した場合において、当該売上債権の譲渡代金または立替払金が支払済みのときは、甲は、カード会社に対し、当該売上債権の譲渡代金または立替払金を直ちに返還するものとする。

第22条（支払停止の抗弁）

1. 会員の指定した支払区分がリボルビング払い、分割払いの場合で、会員が割賦販売法の定める指定商品または指定権利もしくは指定役務に関する売上債権について支払停止の抗弁を乙またはカード会社に申し出た場合、甲は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとする。
2. 前項に該当する場合の売上債権の譲渡代金または立替払金の支払いは以下のとおりとする。
 - (1) 当該代金が支払前の場合には、カード会社は当該代金支払いを保留または拒絶することができるものとする。
 - (2) 当該代金が支払い済みの場合には、甲はカード会社に対し当該代金を直ちに返還するものとする。また、カード会社は当該代金を次回以降の甲に対して支払う売上債権の譲渡代金または立替払金から差し引けるものとする。
 - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、カード会社は甲に当該代金を支払うものとする。
3. 会員と甲との間に第20条に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの売上債権の譲渡代金または立替払金の支払いについても、前項を準用するものとする。

第23条（守秘義務）

甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方またはカード会社の営業上の秘密等一切の情報を責任を持って管理するものとし、本契約に定める以外の用途に利用したり、第三者に開示・漏洩してはならない。

第24条（不正アクセスの禁止）

甲および乙は、本契約の履行以外の目的でカード会社のコンピューターに不正なアクセスを行ってはならない。

第25条（加盟店における個人情報の取り扱い）

1. 甲は、会員との信用販売を通じて自らが収集した会員に付帯する情報（単体または他の情報と照合することにより個人を特定できる情報をいう。以下「個人情報」という）への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対し、個人情報の保護に関する法律およびそれに関連するガイドライン（業界におけるガイドライン、慣習およびセキュリティ基準）を含む。以下、「個人情報保護法等」という）に従い合理的な安全対策を講じるものとする。
2. 甲は、個人情報を第三者に漏洩した、もしくは閲覧・改ざん・破壊などされた場合には、速やかに乙に届け出するものとする。
3. 前項の場合、甲は、事故の原因究明、再発の防止をするため、以下の各号の措置を講じなければなりません。
 - (1) 自らの費用負担でカード会社が認める第三者機関の調査を受け、調査完了後、当該第三者機関により定められた様式の最終報告書を速やかに乙に提出すること。
 - (2) 前号のほか、個人情報保護法等に従った措置を講じること。

第26条（第三者への再委託）

1. 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。
2. 前項の場合、乙は再委託先に対して本契約と同等の義務を課すものとする。

第27条（委託業務における個人情報の取り扱い）

1. 乙は、委託業務を行うために甲から預託され自らが取得した会員番号その他のカードおよび会員に付帯する情報（単体または他の情報と照合することにより個人を特定できる情報をいう。以下「預託個人情報」という）を秘密に保持し、甲の書面による承諾なく第三者に開示または提供してはならない。ただし、委託業務を遂行するためになされる乙が提携するカード会社への開示または提供することないし再委託先に預託個人情報を取り扱わせるにあたって開示または提供することはこの限りではない。
2. 乙は、委託業務に従事する従業員以外の者に預託個人情報を取り扱わせてはならない。
3. 乙は、委託業務に従事する従業員に対し、その在職中およびその退職後においても預託個人情報を秘密に保持するように義務づけるものとする。
4. 乙は、預託個人情報を本契約に基づく義務を遂行する以外のいかなる目的にも使用してはならない。
5. 乙は、預託個人情報の適切な管理のために、個人情報保護法等に従い合理的な安全対策を講じるものとする。
6. 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し預託個人情報の管理状況に関する報告を求めることができるものとし、適切な管理がなされていないと判断した場合には、乙に対して必要な措置を講ずるよう指示することができる。
7. 乙は、甲から要請があった場合または委託業務が終了した場合、預託個人情報を速やかに廃棄し、廃棄した旨の証明書を甲に交付するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとし、会員が甲との間で信用販売を行う際に TASA 決済システムにデータ

送信するカード情報については、乙が7年間を超えない期間保存したのちに消去するものとし、甲の求めに応じ、廃棄した旨の証明書を交付するものとする。

8. 乙は、預託個人情報を第三者に漏洩した、もしくは閲覧・改ざん・破壊などされた場合には、速やかに甲およびカード会社に届け出するものとする。

第28条（届出事項の変更）

1. 甲は、第7条第1項によりカード会社に提出した文書に記載した諸事項に変更が生じた場合、乙に対し、直ちにその変更内容を文書により通知するものとする。
2. 前項の届け出がないために、乙またはカード会社から甲に対する郵送、電話、電子メールその他の方法による通知が遅延し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに甲に到達したものとする。

第29条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は1ヶ年とする。ただし、甲または乙が期間満了3ヶ月前までに書面をもって解約を申し出ないときは、さらに1ヶ年を更新し、以後はこの例によるものとする。
2. 甲は、前項に定める有効期間中といえども、乙に対し、文書によって本契約の中途解約を3ヶ月前までに書面をもって通知することで、本契約を中途解約することができる。
3. 前項による中途解約の場合、本契約は、前項の通知が乙に到達後、乙にて解約手続きが完了した日をもって終了するものとする。
4. 本契約が終了した場合、終了原因の如何を問わず、本契約の終了の日までに第3条第1項第1号の業務が行われていた信用販売については、甲および乙は、本契約上の義務を履行するものとする。

第30条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、相手方に対し、自己および自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部もしくは一部を停止し、または相手方との契約の全部もしくは一部を解約することができるものとする。なお、甲および乙は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何ら説明または開示する義務を負わないものとし、取引の停止または契約の解約に起因しまたは関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認する。
4. 甲および乙は、自己（自己の役員等を含む。）が第1項または第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約する。

第31条（本契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方が下記の事項のいずれか一つに該当する場合、相手方に対し催告することなく直ちに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 本契約に違反した相手方に対し、相当期間を定めて催告したが改善がなされなかったとき
 - (2) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他支払い停止となったとき
 - (3) 裁判所により差押、仮差押、仮処分等の強制執行の命令が発せられたときまたは抵当権等の担保権の実行を受けたとき
 - (4) 破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき
 - (5) 第2号から第3号に準ずる信用状態の重大な変化が生じたと認められるとき
 - (6) 第3条第3項の乙とカード会社との間の契約が理由の如何を問わず終了したとき
 - (7) 加盟店契約が理由の如何を問わず終了したとき
 - (8) 前条第1項もしくは第2項の表明または確約に違反したと判断できる相当の理由が生じた場合
2. 乙は、カード会社が甲を加盟店として不適当と認めた場合、甲に対し催告することなく直ちに本契約を解除できるものとする。
3. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

第32条（本契約の履行拒絶）

1. 乙は、甲が前条第1項第7号または前条第2項に該当する場合、本契約を解除することなく、本契約に基づく甲に対する義務の全部または一部の履行を拒否することができる。

2. 甲は、前項による乙の義務履行拒絶によって被った損害の賠償を乙に対して請求することができないものとする。

第33条（損害賠償）

1. 甲および乙は、それぞれ、相手方が本契約に違反したときは、相手方に対して、その違反状態の解消を求めることができるほか、相手方の故意、過失に基づく違反によって損害を被った場合は、その違反と相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償を相手方に対して請求することができる。ただし、特別の事情によって生じた損害については、相手方より特別の事情の告知を受け、または自ら特別の事情を予見しまたは予見が可能であったとしても、賠償の責めを負わないものとする。
2. 電気通信回線の通信不能、地震等の自然災害による本契約の不履行は、甲または乙の責めに帰すべき事由によるものとはみなさないものとする。
3. 乙は、保守点検を目的として、TASA 決済システムを停止することができるものとし、これによる委託業務の処理の停止については、乙は名目の如何にかかわらず何らの責任を負わないものとする。TASA 決済システムの停止は、甲に対してあらかじめ停止の時期を文書または電子メールで通知した上で行うものとする。但し、緊急等やむを得ない場合は、この限りではない。

第34条（規約の変更）

乙は、本規約を変更することができるものとし、その変更内容または変更後の本規約を乙のホームページに掲載するか、または甲に対して個別に通知することにより行うものとする。甲に不利益となり得る変更を行う場合は、当該変更が効力を生ずる相当期間前に、当該掲載または通知を行うものとする。

第35条（契約終了後の処理）

1. 第29条または第31条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売などは有効に存続するものとし、甲および乙は、当該信用販売などを本契約に従い取扱うものとする。ただし、甲と乙が別途合意をした場合はこの限りではない。
2. 第16条、第17条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第27条、第33条の義務は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第36条（競業禁止）

甲は、本契約の有効期間中、本契約に基づき受領した乙の機密に属すべき情報をもとに乙の事業と同種または類似の事業を自ら行い、または第三者に行わせてはならない。

第37条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、TASA 加盟店契約、関係法令および取引慣行に従うほか、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとする。

第38条（準拠法）

甲と乙との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとする。

第39条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、日本国に専属的な国際的裁判管轄を認め、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（2025年10月制定）